

平成29年度 事業計画書

ハーバー大慈

1. 《平成29年度法人ヴィジョン》

- ①経営の強化
- ②教育システムの充実とサービスの質の向上
- ③地域社会に必要とされる法人

2. 《施設理念》

児童福祉法の理念及び法人の設立精神である「和顔愛語・上敬下愛」に基づき、利用者の人権を尊重し、地域から信頼される施設を目指す。

3. 《基本方針》

- ①利用者の利益を最善の目的とし、利用者主体の福祉サービスを提供する。
- ②母と子の権利擁護のために、職員一人ひとりの倫理観、人間性を養い、母と子が安心して生活出来る場を提供する。

4. 《ハーバー大慈における中長期ヴィジョン》

- ①入所者が金銭的、精神的、社会的に自立出来る様、自立に繋がる支援をする。また、全職員が、そのヴィジョンに対し、共通の意識を持ち、業務を遂行する。
- ②内部組織の強化
- ③地域に貢献する

5. 《目標》

- ①各入所者の自立へのプロセスを明確にし、ニーズに沿った支援をする
- ②職員の資質の向上
- ③地域のニーズに沿ったサービス、子育て支援を行う

6. 《行動計画》

- ①各入所者の自立へのプロセスを明確にし、ニーズに沿った支援をする
 - A) 入所時、入所後にケースワークを行い、母子と相談した上で、自立に向けた目標やプランを設定する
 - B) 入所者の精神の安定を図る為に、必要に応じてケースワークの回数を増やす
 - C) 金銭管理が必要な場合、金銭の預かりを行う
 - D) 退所後、必要に応じて他機関との関係調整等、アフターケアを行う
 - E) 児童にとって、より良い養育の為の支援を行う
 - ・小中学生の学力向上の為の勉強会
 - ・母親への経済的自立支援（認定こども園の送迎や日、祝日の預かり保育等）
- ②職員の資質の向上
 - A) 各職員、自分自身の資質を理解し、資質向上に必要な研修（コーチング研修等）に積極的に参加する
 - B) 各職員がマニュアルに縛られず、自ら考え、行動出来る様に、会議等を通し価値観の共有化を図る

③地域のニーズに沿ったサービス、子育て支援を行う

A) リフレッシュ保育事業を通して、子育て支援を行う

B) ゴールデンウィークや年末は利用が多い場合、必要に応じて職員の出勤人数を増やし、受け入れの枠を広げる

C) リフレッシュ保育事業の広報活動（広告の配布やインターネットへの掲載）

7. <<年間行事等>>

月	行 事
4月	市母協総会・歓送迎会・個別対応遊び
5月	母と子の合同運動会（市母協）・母子福祉会総会・個別対応遊び
6月	母と子の親子エンジョイ月間・個別対応遊び
7月	七夕祭り・個別対応遊び
8月	児童キャンプ（市母協）・地藏盆・個別対応遊び
9月	母と子のバス旅行（市母協）・焼肉パーティー・個別対応遊び
10月	小中高生エンジョイ月間・OB会・個別対応遊び
11月	施設内懇親会・個別対応遊び
12月	施設内クリスマス会・情報交換会（市母協）・個別対応遊び
1月	新春母と子のつどい（市母協）・新年会・児童もちつき・個別対応遊び
2月	節分・個別対応遊び
3月	ひなまつり・児童スキー大会（市母協）・個別対応遊び

8. <<学習指導>>

①小学生・・・（算数・国語）各週1回

4年生以上（英語）月1回

②中学生・・・（数学・英語・テスト勉強）週1回以上

（家庭教師）週1回以上

③高校生・・・（家庭教師）週1回以上

④小学生4年生以上～中学生3年生以下・・・

（母子福祉会主催）木曜日17：30～19：30

9. <<保健衛生>>

①害虫駆除・・・年1回（各居室・短期保護室・事務所・保育室・集会室・宿直室）

②排水管清掃

③エアコン清掃・・・（各居室・短期保護室・事務所・保育室・集会室・宿直室）

④廊下清掃

10. <<避難訓練>>

消防訓練（年1回、消防署に避難訓練報告を行う）・・・月1回

地震訓練・・・6月

不審者訓練・・・10月

11. <<健康診断>>

①職員・・・一般健康診断 年2回 検便（O-157） 月1回

②母親・・・一般健康診断 年2回

③児童・・・一般健康診断 年2回

12. 《研修》

全母協職員研修会・全母協研究大会・近母協研究大会・法人内研修会・市母協研修会
コーチング研修（全職員を対象に2ヶ月に1回実施）・その他随時

13. 《会議》

頻度	会議名		
月1回	職員会議	支援会議	学童委員会
	リフレ委員会	リスクマネジメント会議	主任・リーダー会議
年2回以上	三者連絡会議（施設、こども福祉係・保護係等の各担当者）		

14. 《広報》

- ①施設新聞（利用者、関係機関に配布）、ホームページ
- ②リフレッシュ保育（利用対象者への広告の配布）

15. 《地域貢献》

- ①法人保育園の時間外保育受け入れ（20時以降）
- ②リフレッシュ保育事業の保育時間延長（21時以降）
- ③アフターケアによる居室訪問、病院の付き添い、金銭管理、関係機関との連携等